

新潟市告示第 8 0 0 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長 ( m )
県道	新潟大外環状線	新潟市秋葉区覚路津字前田 1318 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字前田 973 番地 先まで	前 A	6.8 ~ 22.0	666.3
			前 B	7.1 ~ 36.8	1,037.3
			後	7.1 ~ 22.5	635.2
県道	白根亀田線	新潟市秋葉区覚路津字前田 973 番地 先から 新潟市秋葉区覚路津字前田 1318 番 1 地先まで	前 A	6.8 ~ 22.0	666.3
			前 B	7.1 ~ 36.8	1,037.3
			後	7.1 ~ 22.5	635.2
市道	北上第 6 号 覚路津線	新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字三ツ屋 626 番 3 地先まで	前	10.8 ~ 39.0	369.9
		新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字味噌通 698 番 1 地先まで	後	10.8 ~ 36.0	212.8

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。